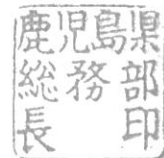




税第253-7号  
令和2年3月16日  
(税務課扱い)

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県総務部長



産業廃棄物税の適正な運用に係る協力について（依頼）

本県の税務行政につきましては、平素より格別な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てることを目的として、平成17年4月から産業廃棄物税を導入しております。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出時に、通常の処理料金とは別に、焼却処理施設へ搬入する場合は1トン当たり800円、最終処分場に搬入する場合は1トン当たり1,000円を産業廃棄物の排出事業者の方々に御負担いただくものであり、焼却処理業者や最終処分業者を通じて、県に納入されることとなっております。

また、焼却処理業者が焼却処理後の灰等の残さを最終処分場に搬入するため、産業廃棄物の排出事業者は焼却処理業者に処理を委託する場合には、通常の処理料金と焼却処理に係る産業廃棄物税（1トン当たり800円）のほかに、焼却処理後の残さ相当分の産業廃棄物税相当額を上乗せして御負担いただく必要があります。

つきましては、貴職におかれましても、本税の趣旨を御理解いただき、税制度の適正な運用に御協力いただきますとともに、関係職員及び医療機関へ周知して下さるようお願い申し上げます。

なお、鹿児島県（郡市）医師会、鹿児島県（市郡）歯科医師会、鹿児島大学病院、医療法人徳州会及び医療法人沖縄徳州会が開設する病院・診療所へは別途送付しました。

産業廃棄物税の詳細については、県庁税務課又は最寄りの地域振興局・支庁県税課等にお問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

問合せ先  
税務課 間税係 下茂  
TEL：099-286-2202  
FAX：099-286-5514

# ご存じですか？「産業廃棄物税」

鹿児島県では、循環型社会の形成を目指して、産業廃棄物のなお一層の排出抑制や減量化、再生利用などを促進する施策の費用に充てるため、平成17年度に産業廃棄物税を導入しました。

**産業廃棄物税は、リサイクル等の取組への支援や不法投棄防止など様々な事業に生かされています！**

## ■ ご負担いただく方は？ 産業廃棄物を排出する事業者

**重要**

➡ 産業廃棄物税は、排出事業者に実質的な税負担をしていただくことを前提とした仕組みになっています。(排出者責任の原則)

## ■ 税額は？

◇ 最終処分場に搬入（の委託を）する場合

**1,000円/トン**

◇ 焼却施設に搬入（の委託を）する場合

**800円/トン**

を、最終処分業者又は焼却処理業者を通じて、県に納めていただきます。

Check! ✎ 産業廃棄物が中間処理を経て最終処分場・焼却施設に搬入される場合、**中間処理後の処分に係る税負担は、排出事業者が中間処理業者に支払う処理料金に確実に上乗せしていただく必要があります。**

◇ 自ら最終処分や焼却処理をする場合は、直接、県に申告納税していただきます。

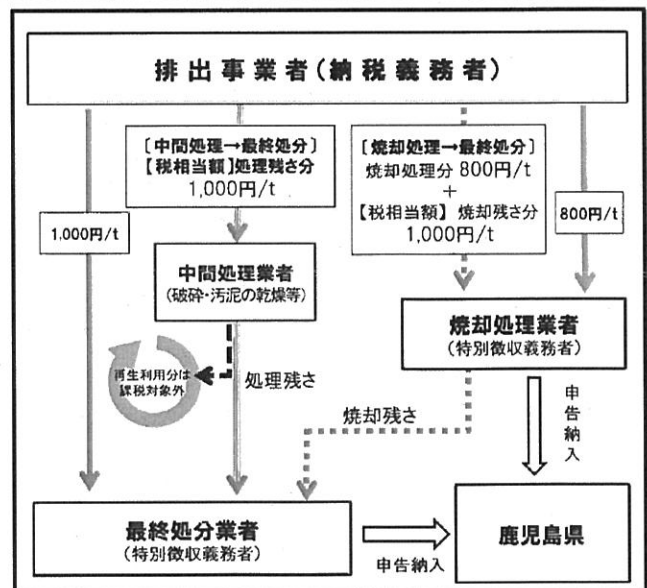
### 税額計算の1例をご紹介します

焼却施設に1トン搬入し、焼却処理後の燃え殻を最終処分場へ0.2トン搬入する場合

焼却施設搬入に対する課税：1トン × 800円 = 800円  
 最終処分場搬入に対する課税：0.2トン × 1,000円 = 200円  
 合計（排出事業者にご負担いただく税額） 1,000円

### 税収の使い道

- 廃棄物の適正処理や減量化・リサイクル促進の啓発
- 排出抑制、リサイクル等に係る研修会の開催
- 処理業者が設置する計量器整備への助成
- 産業廃棄物処理施設の整備等に向けた取組支援
- リサイクル製品の普及・啓発
- 産業廃棄物の不法投棄防止や原状回復などに活用



### お問い合わせ先

- 税額や納税方法に関すること
- 税収の使い道に関すること

総務部 税務課  
 環境林務部  
 廃棄物リサイクル対策課

TEL 099-286-2202

TEL 099-286-2594